

採用力強化と若手人材の定着！

足利市と一緒に

「若者に選ばれるまち」

を目指しませんか？

足利市で働きたい、暮らし続けたい

足利しごと・
くらし応援
パートナー企業
募集！

若者を応援しませんか？



制度趣旨

「足利で暮らし、働く若者を増やしたい」——
この想いに賛同いただけるパートナーを募集いたします。
このプロジェクトは、市の施策にご協力いただきながら、
参画するパートナー企業の採用力向上も後押しするものです。

心強いパートナーのご応募をお待ちしています！

POINT 1 /

雇用・就業を支援！

パートナー企業に採用された方を対象に、各種支援を実施します。
詳しくは裏面をチェック！

POINT 2 /

最新情報をダイレクトに！

雇用・就業、移住・定住促進に関する市の最新施策や情報を、
直接お届けします。

POINT 3 /

企業のイメージアップ！

市公式ホームページ等で企業名や取り組みを公表し、貴社のイメージアップに貢献します。

対象企業

企業・法人・個人事業主

募集期間

随時受付

登録期間

3年間(初回は2年経過後の年度末まで)

▼詳しくは
ホームページを
チェック！



【申請方法】足利市オンライン申請システム内の専用フォームから

【登録の流れ】申請→審査→登録証交付→ホームページ公表

【お問い合わせ】

足利市役所
総合政策部 地域創生課 移住定住担当

☎ 0284-20-2261 / ✉ machi@city.ashikaga.lg.jp

◆雇用・就業支援に関することは下記まで：

産業観光部 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当

☎ 0284-20-2158 / ✉ shougyou@city.ashikaga.lg.jp

パートナー企業に就職された方へ 「各種支援制度」のご案内



- ◆ 支援制度ごとに、対象となる要件が異なります。詳細をご確認ください。
- ◆ 本制度は、就業者本人が申請を行うものですが、パートナー企業様に発行いただく書類が必要となります。ご協力のほどお願いいたします。

就職移住者支援金

※市外から移住し、新たに正社員として就職された方が対象。

◆ 対象者（以下全てに該当）

- パートナー企業に就業している方
- 令和8年2月1日以降本市へ移住した方
- 勤務地が本市又は近隣市町村に限定される方
- 移住日又は就職日のいずれか遅い日における年齢35歳未満である方
- 本市に5年以上定住する意思のある方
- 市税に滞納がない方
- 暴力団員等と密接な関係を有していない方
- 日本国籍又は在留資格(永住者等)を持つ方
- 移住支援金・地方就職支援金を受けていない方

◆ 支援金額

【基本額】3万円

【加算額】企業連携加算 1万円(上限額)/女性支援加算 2万円

※ 企業連携加算は、移住に際してパートナー企業から引越し補助等の一時金が支給された場合に、上限額の範囲で同額を加算するものです。

◆ 申請期間

移住日又は就職日のいずれか遅い日から、6ヶ月を経過した日から1年を経過する日まで。

【例】

令和8年3月31日に移住、4月1日に就職した場合。
→就職日(4月1日)が起算日となり、申請期間は令和8年10月1日～令和9年4月1日の期間となります。

※ 新卒で就職された方で、在学中に足利市から住民票の異動を行っていない場合、就職日を起算日とします。

◆ 問合せ・申請窓口

足利市移住・定住相談センター (En no sita-燕のした)

所在地:東武伊勢崎線足利市駅構内

☎0284-22-3434/✉karariko.ashikaga@gmail.com

営業時間:10:00～18:00(水曜日/年末年始を除く)

足利市役所 地域創生課

所在地:足利市役所 本庁舎4階

☎0284-20-2261/✉machi@city.ashikaga.lg.jp

営業時間:9:00～16:30(土日祝日/年末年始を除く)

企業連携 奨学金返還支援補助金

※奨学金を返還中の正社員の方が対象。【令和8年度開始予定】

◆ 対象者（以下全てに該当）

- 申請日の属する年度の3月末日時点において35歳未満である方
- 申請日時点において、1年以上足利市に住民登録があり、かつ、パートナー企業に正社員として雇用され、1年以上勤務している方
- パートナー企業から奨学金の返還に対する金銭的な支援を受けている方
- 大学等在籍中に、奨学金の貸与を受け、滞納なく返還をしている方
- 他の奨学金返還に対する補助金の交付を受けていない方
- 市税に滞納がない方
- 暴力団員等と密接な関係を有していない方

◆ 支援金額

【1年度の補助上限額】10万円

【最大36か月間を通した補助上限額】1人あたり合計30万円

※1年度における補助金の額は、次のいずれかの最も小さい額となります。

(ア) パートナー企業から受けた奨学金の返還に対する支援額

(イ) 奨学金返還額からパートナー企業の支援額を除いた額

(ウ) 10万円

◆ 申請期間

補助要件が整った翌年1月から2月

【例】令和8年4月から12月分⇒令和9年1月から2月に申請

◆ 問合せ・申請窓口

産業観光部 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当

所在地:足利市役所 別館2階

☎0284-20-2158/✉shougyou@city.ashikaga.lg.jp

営業時間:9:00～16:30(土日祝日/年末年始を除く)

